

平成26・27年度 南三陸町競争入札参加資格審査申請受付要項

平成26・27年度に南三陸町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等に係る競争入札に参加資格を希望される事業者の受け付けを行います。登録を希望する事業者は、以下により申請して下さい（平成26年3月31日までの資格をお持ちの方であっても、引き続き参加を希望する場合は、改めて申請いただく必要があります。）。

- 1 受付期間** 平成26年2月3日(月)から平成26年2月21日(金)まで
- 2 受付方法** 郵送(宅配便を含む。)のみとします。ただし、南三陸町に事業所を有する場合には、持参による申請も可とします。また、受領書が必要な場合は、80円切手と返信用定形封筒を同封してください。
※平成26年2月21日(金)は、午後4時必着とします。これ以降の到着分の受付はいたしません。
- 3 送付先** 南三陸町総務課財政係 〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2
- 4 提出書類** (1)様式 「本町指定様式(ホームページからダウンロード可)」とします。必ずこの様式を用いて下さい。
(2)サイズ A4版
(3)製本 紙ファイル製本とし、下記表の①から⑩の順番で綴り、「表紙」「背表紙」には「商号又は名称」のみを明記して下さい(入札参加申請書等のタイトルは不要です)。なお、提出書類すべてに「インデックス(付箋紙は不可)」を付け、各書類の番号を記入して下さい。また、紙ファイルは業種ごとの色指定をすることとし、建設工事は「ピンク(赤)」、測量・建設コンサルタント等「青」、物品・役務等「黄」とします。複数業種を希望される場合は、業種ごとの提出となります。
(4)部数 1部 ○は必須とし、▲は該当する場合のみ提出

	建設工事	測量・建設 コンサルタント等	物品・役務等	備考
① 申請書	様式1	○	○	
② 建設業許可証明書の写し		○		
③ 営業に關し法律上必要とする登録の 証明書等の写し			▲	
④ 業態調査書	様式2	○	○	
⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書の写し		○		申請日において、最新かつ有効なもの。
⑥ 監理技術者等一覧表と資格者証等の 写し	様式3	▲		※注1
⑦ 技術者経歴書及び免許証の写し	様式4	○	○	
⑧ 工事経歴書	様式5	○		直前2年分
⑨ 測量等実績調査書			○	直前2年分 ※注2
⑩ 実績調査書	様式6		○	直前2年分
⑪ ISO登録証の写し		▲	▲	ISO9000、ISO14001等
⑫ 営業所一覧表		○	○	
⑬ 使用印鑑届	様式8	○	○	実印以外の印鑑を使用する場合に提出 ※注3
⑭ 印鑑証明書		○	○	3ヶ月以内の発行日付のもの(写し可)
⑮ 納税証明書		○	○	直前2年分(写し可) ※注4
⑯ (法人) 商業登記履歴事項全部証明書 (個人) 市町村が発行する代表者の身分証明書		○	○	3ヶ月以内の発行日付のもの(写し可)
⑰ 委任状	様式9	▲	▲	代理人を置く場合
⑱ 財務諸表			○	直前2年分
⑲ 誓約書	様式10	○	○	

※注1 「舗装施工管理技術者」、「管工事施工管理士」、「耐震継手工」及び「石綿作業主任者」を対象とします。該当する場合は必ず提出願います。

なお、耐震継手工及び石綿作業主任者については、資格者証の写しに替え、技術講習又は技能講習終了の写しを提出願います。

※注2 様式は任意としますが、内容については、「注文者」「元請又は下請の区分」「件名」「測量等対象の規模等」「義務履行場所のある都道府県名」「業務委託代金」「着手及び完了(予定)年月日」を記載して下さい。また、登録を受けた業種の区分又はその他の営業の種類別に作成し、下請けにあつては、「注文者」の欄には、「元請業者名」を「件名」の欄には、「下請件名」を、「業務委託代金額」欄には、「税込み金額(消費税及び地方消費税)」をそれぞれ記載して下さい。

※注3 代理人を置く場合は、⑰委任状(様式9)で⑬使用印鑑届を兼ねることとなります。この場合は、⑬使用印鑑届(様式8)の提出は不要です。

※注4 「未納がない旨の証明書」
○法人の場合…法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書(委任先がある場合は、委任先所在地の法人事業税の納税証明書も添付のこと)
※法人税、消費税、地方消費税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の3」(法人用)】

○個人の場合…所得税及び個人事業税の納税証明書
※所得税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の2」(個人用)】

○南三陸町に事業所(法人・個人共)を有する場合(上記に加えて提出)
※平成25年度納期未到来分を除く町税に係る証明書(町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

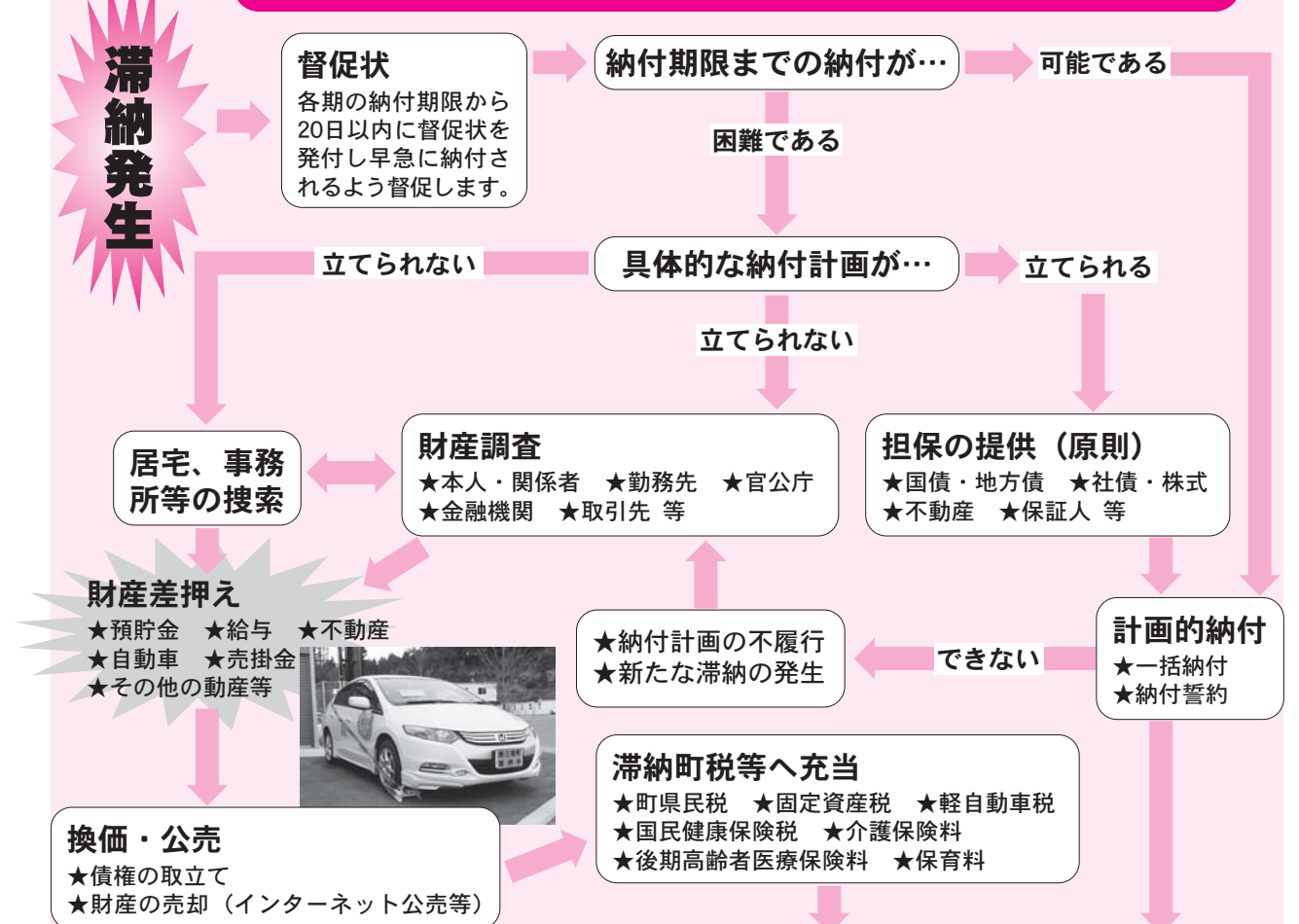
- 5 有効期間** 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の届出** 事業者は有資格期間内に申請内容に変更があった場合は、変更届(本町指定様式、ホームページからダウンロード可)を提出願います。
- 7 審査結果** 有資格者として登録された事業者は、本町ホームページに登録番号、商号又は名称及び住所を掲載します(結果通知の発送はいたしません。)。なお、申請内容に不備等があった場合は、別途連絡をいたします。

問い合わせ先 総務課財政係 ☎46-1370

2月・3月は滞納整理強化・納付推進月間です

町では、2月と3月を『滞納整理強化及び納付推進月間』として、滞納者の財産の差押えを強力に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。まだ納付されていない方は、役場または金融機関で納付してください。(納付期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。)

滞納整理は原則としてこのような流れで行われます。



滞納のまま放置すると…

財産差押え等の強制処分を受けることになり、せっかくの皆様の信用を失ってしまうことになりかねません。そのようなことになる前に、早めの納税相談と具体的な資金繰りを心がけてください。



日中に納税相談を行うことができない方のために夜間納税相談窓口を開設します。
期間/2月4日(火)~3月27日(木)
日時/毎週火曜日・木曜日 午後5時~7時
場所/役場庁舎1階町民税務課納税相談室
※納税相談は、完全予約制となりますので事前に電話予約をお願いします。

インターネット公売を実施します

滞納処分により差押えた財産を、インターネットで公売しますので、ぜひ入札に参加してください。

- 入札参加申込期間 2月13日(木)午後1時~25日(火)午後11時
- 入札期間 <せり売り> 3月4日(火)午後1時~6日(木)午後11時
- 下見会 日時/2月19日(水)午前10時~午後3時
場所/役場庁舎1階町民税務課
- Yahoo! 官公庁オークション
【URL】 <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

問い合わせ・ご相談は 町民税務課納税係 ☎46-1372